

千葉県旅館業法施行条例（平成15年千葉県条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条・第1条の2（略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項）において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（意見を求める者）</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項）において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>第4条～第11条（略）</p> <p>（浴室の衛生管理）</p> <p>第12条 浴室については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）循環ろ過器（浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 循環ろ過器は、1週間に1回以上十分に逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下この号及び第17条第10号ウにおいて同じ。）を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換するこ</p>	<p>第1条・第1条の2（略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項）において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（意見を求める者）</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項）において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>第4条～第11条（略）</p> <p>（浴室の衛生管理）</p> <p>第12条 浴室については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）循環ろ過器（浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 循環ろ過器は、1週間に1回以上十分に逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下この号及び第17条第11号ウにおいて同じ。）を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換するこ</p>

改正前	改正後
<p>と。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>（４）～（７）（略）</p> <p>第１３条～第１５条（略）</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第１６条 法<u>第５条第３号</u>に規定する条例 で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>第１７条～第２１条（略）</p>	<p>と。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>（４）～（７）（略）</p> <p>第１３条～第１５条（略）</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第１６条 法<u>第５条第１項第４号</u>に規定する条例 で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>第１７条～第２１条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第５２号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第２条中千葉県旅館業法施行条例第１２条第３号アの改正規定は、公布の日から施行する。